

○伊勢崎市学校給食センターの学校給食用物資調達要綱

平成17年1月1日要綱（教育委員会）

改正

平成19年4月1日要綱

平成24年1月30日要綱

平成27年6月9日要綱（教育委員会）

平成29年11月15日要綱（教育委員会）

令和3年10月1日要綱（教育委員会）

伊勢崎市学校給食センターの学校給食用物資調達要綱

（趣旨）

第1条 伊勢崎市学校給食センターで使用する学校給食用物資の調達は、この要綱に従い学校給食事業が円滑に運営されるよう努めるものとする。

（納入業者の指名及び停止等）

第2条 学校給食用物資納入業者（以下「指名業者」という。）は、原則として市内で学校給食用物資の製造加工又は卸売業を営む者で、伊勢崎市物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成17年伊勢崎市告示第150号）に基づき申請し、入札参加資格者名簿に登載され、かつ、指名業者願書が提出されたものの中から市長が指名する。ただし、電子申請が困難な業者については、学校給食用物資納入業者指定申請書（別記様式）により、市長が適当と認めたときは、指名できるものとする。

2 指名業者は、学校給食用物資の納入に当たっては、契約の締結が完了した後でなければ学校給食用物資を納入することができない。

3 指名業者が、契約と異なる学校給食用物資の納入があったとき、又は社会的に信用を失墜するような行為をしたときは、市の指名の取消し又は一定期間の指名停止若しくは指名の除外を行うものとする。

（購入方法）

第3条 学校給食用物資の購入は、原則として毎月末日までに翌月分の購入予定数量を積算して、指名業者による競争入札又は随意契約により行う。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定により、随意契約については、学校給食用物資の特殊性を考慮し、年間を通じての契約及び市場相場による契約等競争入札によらない学校給食用物資並びに必要な数量の調達若しくは確保が困難な学校給食用物資又は緊急

その他必要に応じ、競争入札に付することができないものについて、品質、価格等を勘案し、指名業者による見積り合わせ（見本の検討を含む。）により行うものとする。

（納入と検査）

第4条 指名業者は、学校給食用物資について、契約に基づき指定された日時に市長が指定した職員の検査を受けた上、所定の納品書を添えて納入するものとする。

2 指名業者は、納入した学校給食用物資の請求に係る請求書を1月分まとめて翌月の10日までに納入した学校給食調理場へ提出するものとする。

（代金の支払）

第5条 職員は、指名業者より提出された請求書により、請求のあった日から1箇月以内に当該代金の支払が完了するよう努めるものとする。

（指名業者の自覚と届出事項）

第6条 指名業者は、学校給食用物資の納入に当たっては、常に学校給食の重要性を認識し、誠意をもって業務を遂行しなければならない。

2 指名業者は、営業内容に著しい変化があったとき、又は代表者及び従業員並びにその家族の者の中に指定感染症（疑似患者を含む。）が発生した場合は、速やかに文書をもって市長に届け出なければならない。

3 指名業者の代表者及び従業員並びにその家族の検便は保健所の指示により行い、市長が検便成績表の提出を求めたときは速やかに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月30日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成24年1月30日決裁）から施行する。

附 則（平成27年6月9日要綱（教育委員会））

この要綱は、決裁の日（平成27年6月9日決裁）から施行する。

附 則（平成29年11月15日要綱（教育委員会））

この要綱は、決裁の日（平成29年11月15日決裁）から施行する。

附 則（令和3年10月1日要綱（教育委員会））

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。